

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月6日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第5号

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則等の一部を改正する規則

(亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則の一部改正)

第1条 亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則(平成27年亀山市規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(利用者負担額) 第3条 <u>法第19条各号</u> に掲げる小学校 就学前子どもの保護者がその子ども について法第20条第1項の規定により 本市の認定を受けた場合であって、そ の子どもが特定教育・保育又は特定地 域型保育を受けたときの利用者負担額 は、次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める額とする。 (1) 次に掲げる教育・保育給付認定子 どもに係る利用者負担額 零 ア <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・	(利用者負担額) 第3条 <u>法第19条第1項各号</u> に掲げる 小学校就学前子どもの保護者がそのこ どもについて法第20条第1項の規定 により本市の認定を受けた場合であっ て、その子どもが特定教育・保育又は 特定地域型保育を受けたときの利用者 負担額は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次に掲げる教育・保育給付認定子 どもに係る利用者負担額 零 ア <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げ る小学校就学前子どもに該当する

<p>保育給付認定子ども</p> <p>イ <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のもの</p> <p>(2) 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額 別表に定める額</p> <p>ア <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</p> <p>イ <u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>[2 略]</p>	<p>教育・保育給付認定子ども</p> <p>イ <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のもの</p> <p>(2) 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額 別表に定める額</p> <p>ア <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</p> <p>イ <u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>[2 略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

(亀山市保育の利用に関する規則の一部改正)

第2条 亀山市保育の利用に関する規則（平成27年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用の申込み)</p> <p>第3条 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（以下これらを「保育所</p>	<p>(利用の申込み)</p> <p>第3条 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（以下これらを「保育所</p>

<p>等」という。)における保育の利用を希望する小学校就学前子どもの保護者(以下「利用申込者」という。)のうち子ども・子育て支援法第19条第1号の区分に係る認定を受けた者の保護者にあつては入園願書(様式第1号)を、同条第2号又は第3号の区分に係る認定を受けた者の保護者にあつては保育所等利用申込書(様式第2号)(以下「利用申込書等」という。)を、亀山市福祉事務所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。 [2及び3 略]</p>	<p>等」という。)における保育の利用を希望する小学校就学前子どもの保護者(以下「利用申込者」という。)のうち子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の区分に係る認定を受けた者の保護者にあつては入園願書(様式第1号)を、同項第2号又は第3号の区分に係る認定を受けた者の保護者にあつては保育所等利用申込書(様式第2号)(以下「利用申込書等」という。)を、亀山市福祉事務所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。 [2及び3 略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

(亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則(平成27年亀山市規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額) 第2条 条例第3条の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであつて、満3歳</p>	<p>(利用者負担額) 第2条 条例第3条の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであつて、</p>

<p>に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに係る利用者負担額 零</p> <p>(2) 次に掲げる教育・保育認定子どもに係る利用者負担額 別表第1に定める額</p> <p>ア 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</p> <p>イ 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>[2 略]</p>	<p>満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに係る利用者負担額 零</p> <p>(2) 次に掲げる教育・保育認定子どもに係る利用者負担額 別表第1に定める額</p> <p>ア 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</p> <p>イ 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>[2 略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

(亀山市認定こども園条例施行規則の一部改正)

第4条 亀山市認定こども園条例施行規則（平成28年亀山市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
<p>(定員)</p> <p>第2条 認定こども園の定員は、次の表の左欄に掲げる施設において、同表中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="309 1912 821 2027"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀山市</td> <td>子ども・子育て支</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	定員	亀山市	子ども・子育て支	[略]	<p>(定員)</p> <p>第2条 認定こども園の定員は、次の表の左欄に掲げる施設において、同表中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="895 1912 1407 2027"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀山市</td> <td>子ども・子育て支</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	定員	亀山市	子ども・子育て支	[略]
名称	区分	定員											
亀山市	子ども・子育て支	[略]											
名称	区分	定員											
亀山市	子ども・子育て支	[略]											

立関認定 定こども園 ア スレ	援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第19条第1号</u> に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	
	<u>法第19条第2号</u> に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	[略]
	<u>法第19条第3号</u> に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	[略]

(利用時間)

第4条 認定こども園における利用時間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

区分	利用時間
<u>法第19条第1号</u> に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	[略]

立関認定 定こども園 ア スレ	援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第19条第1項第1号</u> に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	
	<u>法第19条第1項第2号</u> に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	[略]
	<u>法第19条第1項第3号</u> に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	[略]

(利用時間)

第4条 認定こども園における利用時間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

区分	利用時間
<u>法第19条第1項第1号</u> に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	[略]

法第19条第2号及び第3号に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	[略]

(利用日)

第6条 認定こども園を利用することができる日は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる日を除く日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用することができる日を変更し、又は別に利用することができる日を定めることができる。

区分	利用することができない日
法第19条第1号に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	[略]
法第19条第2号及び第3号に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	[略]

ども	
法第19条第1項第2号及び第3号に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	[略]

(利用日)

第6条 認定こども園を利用することができる日は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる日を除く日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用することができる日を変更し、又は別に利用することができる日を定めることができる。

区分	利用することができない日
法第19条第1項第1号に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	[略]
法第19条第1項第2号及び第3号に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	[略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

(亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則の一部改正)

第5条 亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則（平成28年亀山市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 条例第4条の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額 零</p> <p>ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>イ <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のもの</p> <p>(2) 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額 別表第1に定める額</p> <p>ア <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満3歳に達する日以後の最初の3月</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 条例第4条の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額 零</p> <p>ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>イ <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のもの</p> <p>(2) 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額 別表第1に定める額</p> <p>ア <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満3歳に達する日以後の最初</p>

<p>31日までの間にあるもの</p> <p>イ <u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>[2 略]</p>	<p>の3月31日までの間にあるもの</p> <p>イ <u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>[2 略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。